

鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築又は購入をし、所有している、現に居住者のいない（近く居住者がいなくなる予定のものを含む。）住宅をいう。
- (2) U J I ターン希望者 現に本県以外の区域に住所を有し、本市に定住する希望がある者のうち、鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口相談者登録しているものをいう。ただし、本補助金の申請日前1年以内に本市から転出したことがある者を除く。
- (3) U J I ターン者 U J I ターン希望者のうち、現に本市に住所を移した者で鳥取県外から鳥取市に転入して6月を経過していないものをいう。
- (4) 避難者 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 災害（平成23年3月11日以降に発生し、激甚災害に指定されたものをいう。以下同じ。）の日から3年以内にその災害の対象地域から市に避難してきた者（市への避難を希望している者を含む。）又は避難後市に住所を有するに至った者で、鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口相談者登録しているもの（本補助金の申請日前1年以内に本市から転出したことがある者を除く。）

イ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地から避難してきた者であって、平成28年11月8日時点で既に市内に避難しており、かつ、市が避難者として把握しているもの

- (5) 空き家提供者 空き家に係る賃貸を行うことができる権利を有し、U J I ターン希望者にその空き家を提供する個人、特定非営利活動法人及びまちづくり団体をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、U J I ターン希望者、U J I ターン者、避難者又は空き家提供者に対し、住宅の改修、家財道具処分に必要な経費の全部又は一部を助成することにより、もってU J I ターン者の住生活の安定向上を図り、人口増加により本市の活性化を促進するとともに、放置された空き家を有効に利活用することで、空き家による災害及び犯罪を未然に防止し、もって良好な景観及び生活環境の創生並びに安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 本補助金は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる補助対象事業の事業内容に応じて、同表第2欄に掲げる補助対象者に対し、第3項に定める額を交付する。

- 2 避難者が行う補助対象事業は、避難の原因となった災害の発生した日から10年を経過する日の属する年度の末日までに実施するものとし、当該事業の実施に当たっては本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了するものとする。
- 3 本補助金は、前項の補助対象者に別表第3欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108

号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額(同表第5欄に定める額を上限とし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。)以内とし、予算の範囲内で交付する。

- 4 本補助金は、同一の世帯及び同一の住宅に対して1回に限り交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める日まで(申請の日において別表第6欄に定める交付申請の時期が到来していること。)に市長に提出しなければならない。

- (1) 鳥取市UJIターン者住宅利活用推進事業計画書(様式第1号)
- (2) 鳥取市UJIターン者住宅利活用推進事業収支予算書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)(家財道具を処分する場合に限る。)
- (4) 改修工事又は家財道具処分に係る見積書の写し
- (5) 位置図
- (6) 定住しようとする者に係る戸籍の附票の写し(サブリース物件で家財道具処分のみの場合を除く。)
- (7) 次のアからオまでに掲げる書類(住宅を改修する場合に限る。)

ア 補助対象経費内訳書

イ 補助対象数量計算書

ウ 改修内容の分かる図面

エ 登記事項証明書等対象住宅の所有者が分かる書類及び対象住宅の所有者と入居者が異なる場合にあっては確認書(様式第4号)

オ 家主と空き家運営業務を委託している団体とのサブリース契約書の写し

- (8) 火災証明書又はそれに準ずる書類(第2条第1項第4号アの場合に限る。)

- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 本補助金に係る補助事業は、規則第10条第1項第3項に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しない。

(補助の返還)

第7条 市長は、本補助金の交付の決定をする場合において、補助事業者がこの要綱、規則、法令等に違反したときは、市長がやむを得ないものと認める場合を除き、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずる旨を条件として交付する

ものとする。

(補助事業等の変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第9条 規則第12条の実績報告は、同条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業報告書(様式第1号)
- (2) 鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業収支決算書(様式第2号)
- (3) 補助事業等の経過又は成果を証する書類、写真等
- (4) 次のアからキまでに掲げる書類(住宅を改修する場合に限る。)

ア 建築確認が必要な建築行為の場合は検査済証の写し

イ 工事請負契約書の写し

ウ 改修内容の分かる図面

エ 補助対象経費内訳書

オ 補助対象数量計算書

カ 家主又は空き家運営業務を委託している団体と定住しようとする者による賃貸借契約書の写し

2 前項の実績報告は、補助事業の完了後1月以内又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか本補助金に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

(鳥取市U J I ターン住宅支援事業補助金交付要綱及び鳥取市空き家利活用促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 鳥取市U J I ターン住宅支援事業補助金交付要綱(平成19年5月1日制定)及び鳥取市空き家利活用促進事業補助金交付要綱(平成26年4月1日制定)は、廃止する。ただし、この要綱の施行の日前までに行われた廃止前の鳥取市U J I ターン住宅支援事業補助金交付要綱及び鳥取市空

き家利活用促進事業補助金交付要綱の規定による申請に係る事案については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降の交付申請から適用し、施行の日前に交付決定されものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年11月8日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行し、改正後の鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 補助対象事業の内容	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額 (単位：千円)	6 交付申請の時期
空き家バンクに登録された住宅を改修し、又は家財道具を処分する場合※実家は対象外とする	U J I ターン希望者、U J I ターン者、避難者又は空き家提供者	補助対象事業の実施に要する経費のうち居住の用に供する部分に係る改修費並びにごみ処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金及び廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託費等	50 / 100	400 ※サブリース住宅で改修と家財道具処分を分割して申請する場合は、合わせて400千円とする。	借主決定後
空き家バンクに登録されたサブリース住宅を改修し、又は家財道具を処分する場合（同一年度内に限り、改修と家財道具処分を分割して申請できる。）	空き家提供者のうち本市が「空き家運營業務」を委託している団体				(1) 改修のみ又は改修と家財道具処分を同時に行う場合は、借主決定後 (2) 家財道具処分のみの場合は、借主決定前においても申請できる。

※上段と下段を併用して補助金を申請することはできない。

鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業計画（報告）書

1 住宅の所在地（分譲地） 鳥取市 ()

2 住宅の入居予定者（申請者）

計 名

3 住宅の名称、号室等※該当する場合に記入

4 住宅の所有者

5 住宅の構造及び規模 造 階建

6 事業の内容

① 改修		
	見積(決算)額	円
	補助対象経費(A)	円
②家財道具処分（新規・既交付済み）※該当区分に○をすること。		
	(積算内訳)	
	○	円
	○	円
	○	円
	○	円
	小 計	円
③既補助金交付額		円
④補助対象経費合計（①+②）		円
	補助金交付(申請)額 ④× /100 (上限 千円) -③	円 (千円未満の端数切り捨て)

7 事業の目的

8 事業の着手予定及び完了予定

事業着手予定年月日 年 月 日

事業完了予定年月日 年 月 日

9 仕入控除税額の有無

有 ・ 無

※仕入控除額の「有」「無」のいずれかに○をしてください。

「無」の場合には、その理由を記載してください。

(免税事業者であるため ・ その他 ())

鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業収支予算（決算）書

1 収 入

科 目	金 額 (円)	備 考
鳥取市補助金		
自己資金		
借入金		
合 計		

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
合 計		

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

誓 約 書

以下のとおり相違ないことを誓約します。

誓約事項 (該当欄に「レ」を記載すること。)

・ 鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業により、家財道具を処分又は改修し環境整備を行った空き家は、交付から5年間はU J I ターン者又は避難者の居住の目的のために使用します。	<input type="checkbox"/>
・ 鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業により、家財道具を処分し環境整備を行った空き家については、県外に積極的にPRし、U J I ターン者の入居に努めます。※空き家提供者のうち本市が「空き家運營業務」を委託している団体の場合のみチェック	<input type="checkbox"/>
・ この事項に違反又は事実と相違することがあったときは、鳥取市から受けた補助金の一部又は全部を直ちに返還します。	<input type="checkbox"/>

(借主が行う場合)

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

誓 約 書

以下のとおり相違ないことを誓約します。

誓約事項 (該当欄に「レ」を記載すること。)

・ 鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業補助金の交付日より5年間、鳥取市から転出しません。	<input type="checkbox"/>
・ この事項に違反又は事実と相違することがあったときは、鳥取市から受けた補助金の一部又は全部を直ちに返還します。	<input type="checkbox"/>

様式第4号 (第5条関係)

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

確 認 書

私の所有する下記の住宅について、鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業により改修することに同意し、改修部分について原状回復義務を免除することを確認します。

記

1. 住宅の所在地
2. 住宅の名称、号室等
3. 住宅の入居者

※2は、該当する場合に記入のこと。

年 月 日

様

事業実施主体

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業について、鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第12条の2の補助金の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（（3－2）×補助率）
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。